

産山村森林整備計画

自 令和 2年 4月 1日
計画期間

至 令和12年 3月31日

(令和4年3月変更)

熊 本 県

産 山 村

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	3
1 森林整備の現状と課題.....	3
2 森林整備の基本方針.....	4
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	6
II 森林の整備に関する事項.....	7
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項.....	7
1 樹種別の立木の標準伐期齢.....	7
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	7
3 その他必要な事項.....	8
第2 造林に関する事項.....	9
1 人工造林に関する事項.....	9
2 天然更新に関する事項.....	10
3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項.....	12
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準..	13
5 その他必要な事項.....	13
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	14
1 間伐実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	14
2 保育の種類別の標準的な方法.....	15
3 その他必要な事項.....	15
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	17
1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における施業の方法.....	17
2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法.....	19
3 その他必要な事項.....	20
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	22
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針.....	22
2 森林の経営の受委託等による森林の規模の拡大を促進するための方策.....	22
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項.....	22
4 森林経営管理制度の活用に関する事項.....	22
5 その他必要な事項.....	23
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項.....	24
1 森林施業の共同化の促進に関する方針.....	24
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	24
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	24
4 その他必要な事項.....	24

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	25
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項.....	25
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	26
3	作業路網の整備に関する事項.....	26
4	その他必要な事項.....	26
第8	その他必要な事項.....	27
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	27
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	28
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	29
Ⅲ	森林の保護に関する事項.....	30
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	30
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	30
2	その他必要な事項.....	30
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	31
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	31
2	鳥獣害対策の方法.....	31
3	林野火災の予防の方法.....	31
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	31
5	その他必要な事項.....	32
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項.....	33
1	保健機能森林の区域.....	33
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法.....	33
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備.....	33
4	その他必要な事項.....	33
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項.....	34
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	34
2	生活環境の整備に関する事項.....	34
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	35
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	35
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	35
7	その他必要な事項.....	35

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、熊本県の最北東部に位置し、阿蘇外輪山と久住山の間に位置し標高 480m～1050m で東に大分県竹田市、南に阿蘇市波野、西に阿蘇市一の宮町、北西に南小国町に囲まれた総面積 6,081ha の高原型山村である。外輪山と久住山を源とする数本の河川が浸食して谷を造り、これに沿って耕地が拓け、集落が構成されている。耕地と台地（原野）との中間の傾斜地は殆ど人工林である。土壌は積悪な火山灰からなり気温は、年平均 13℃、年降水量 2,400mm である。

本村の森林面積は、4,156ha で全面積の約 70% を占めそのうち公有林が 1,377ha 及び私有林が 2,799ha ですべて民有林である。民有林の森林資源の構成は、人工林面積 2,245ha（森林面積の 54%）天然林面積 1,124ha 人工林蓄積は 1,154,293 m³ となっている。これを樹種別にみるとスギが最も多く 1,788ha ついでヒノキ 271ha、クヌギ 165ha となっている。またこれら人工林の齢級を見てみると、戦後造林された 9 齢級以上の森林が多く 1,945ha、約 85% を占めており今後これらの森林の主伐・間伐を推進していくことが重要な課題である。

また、併せて産山村を含む阿蘇地域において、平成 25 年 5 月に世界農業遺産・平成 26 年 9 月に世界ジオパークに認定されたことから、より一層森林環境保全に対する関心が寄せられることにより、その対策・方策が求められている現状にある。

産山川、グミ川流域

本流域は、農林業を中心とした地域であり、民有林面積は、1216.72ha（民有林全体の 29%）で人工林率が高く、成熟期を迎える森林資源が大部分である。

また、当地域上流には、熊本名水百選に選ばれた山吹水源があり公益的機能を備えている。また、当地域は、以前より椎茸栽培が盛んでありクヌギ林の面積も多い。

以上のことから、地域の活性化はもとより本村の林業振興にとってこの地域の森林資源の活用は欠かせないものであり多様化する木材需要に対応できる優良材生産体制及び環境機能の維持が不可欠である。

山鹿川流域

本地域は、農業、畜産、林業の複合経営を基盤とした地域であり民有林面積は、1786.11ha（全体の 43%）となっている。今後は、基本的に木材生産機能を発揮させる土地利用を推進することとし積極的な森林整備を行い優良材の生産を促進させる。また、田尻地区より山鹿地区への上水道及び農業用水として池山水源があり本流域下流には大蘇ダムがあり、農業用水として活用されるため、水質の保全機能を推進するため森林資源の継続的増進を図る。

大利、片俣川流域

本地域は、高原地帯であり水土保持林として現在山林が存在するため森林資源

の継続化が必要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林

キ 木材等生産機能

材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全及び整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

産山村民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、産山村の林業労働力の担い手である森林組合などの林業事業者は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、主伐や利用間伐を促進するために高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を図る。

また、適切な森林整備を推進していくために、森林施業プランナー、林業事業者、林業研究グループ、林業普及指導員、森林づくり推進員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、市町村、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など長期的展望に立った林業諸施策の総合的な実施を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本村の標準伐期齢は、下表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40 年	45 年	35 年	35 年	10 年	15 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合に当たっては40%以下の伐採）とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに特に留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の育成状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。
- オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。
- また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路の設置等については「伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。
- 注）「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

3 その他必要な事項

（1）伐採届出旗の掲示

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、村が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の設備等を必要に応じて行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は産山村役場経済建設課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ ヤマザクラ、ヤマモミジ 等	

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、下表の本数を基準として定めるものとする。

育成複層林における樹下植栽については、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

また、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は産山村の経済建設課と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／h a）	備考
スギ、ヒノキ、クヌギ、 高木性広葉樹、その他	疎仕立て～ 中仕立て	1, 500本～3, 000本	

イ その他人工造林の方法

地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について、下表のとおり定める。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採及び枝条等が流亡しないよう特に留意する。
植付けの方法	通常穴植えとし、正方形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定する。
植栽の時期	3月下旬を標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

② それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	クヌギ、シイ、カシ、ブナ、カエデ類、その他地域に自生する中高木性樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について下表のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合いを考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意する。
刈出し	ササなどの被圧や下層植生により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了することとする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、早期に森林の公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とするものについても、当区域に設定することを検討するものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 更新に係る対象樹種
 - ア 人工造林の場合
1の(1)によるものとする。
 - イ 天然更新の場合
2の(1)によるものとする。

- (2) 育成し得る最大の立木の本数
2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 植栽未済地対策

人工林の伐採（皆伐）後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

(3) 造林地においてシカによる食害が多発している区域にあたっては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備をおこなうものとする。

(4) 人工造林の際は、補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進、林分の健全化及び利用価値向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、下表のとおり定めるものとする。

間伐の標準的な林齢及び標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	1,500～ 2,000	一般材	△	28～ 34				
		大径材	△	28～ 35	39～ 52	58		
	3,000	一般材	14	23	31			
		大径材	14	23	31	45	57	
ヒノキ	1,500～ 2,000	一般材	△	34～ 39				
		大径材	△	34～ 40	42～ 55	61	72	
	3,000	一般材	14	25	31			
		大径材	14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。 ・ 2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う（△については、必要に応じ除・間伐を行う。）。 ・ 間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20～30%程度とする。 ・ 針広混交林へ誘導する森林整備は、本数率で40%程度の強度な間伐を実施することができるものとする。 ・ 高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 ・ 間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。 ・ 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行う。 	

る間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当っては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な間伐を推進することとする。

(4) シカ等による被害の抑制

シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈りまたは筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制するものとする。

(5) その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年）とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	50年	55年	45年	45年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能、その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/同上保全機能が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防火保安林や、産山村の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法等に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 森林施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮するとともに、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を推進する。

このため、アの①～③までに掲げる森林（具体的には、次の①～③の森林）のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐を行う伐期齢の下限を下表のとおりとするとともに、皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	80年	90年	70年	70年	20年	30年

◎具体例

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - a 地形について
傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所
 - b 地質について
地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所
 - c 土壌について
土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
 - a 集落近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
 - b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
 - c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林
 - a 湖沼、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
 - b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
 - c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、別表1に定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れのない森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、別表1のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別紙産山村森林整備概要図 のとおり	2, 404
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		109
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		66
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			1, 501
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			該当なし

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	別紙産山村森林整備概要図のとおり	2, 404
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		109
	複層林施業を推進すべき森林		0
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		66

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業者への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めたものは、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要

に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、産山村、森林組合をはじめとした林業事業体、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備する必要がある。地区毎に実行責任者たるリーダーを配置し、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同化を促進し、森林の整備を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林家が相互に協力して森林施業を実施することにより労力負担の軽減、コスト軽減による収入増、地域一体となった特色のある森林整備の促進、生産基盤の効率的かつ継続的使用なものとなることから、その中で特に必要な地域について、森林施業の共同化を積極的に推進するため本村の森林地域を12地区に分け森林施業共同化重点実施地区とし、施業実施協定の締結を促進する。

さらに、行政、森林組合等と地域の林家との定期的な懇談会の開催や林業技術の普及を通し、作業道の開設・維持管理に関すること、地域の特性及び森林資源に即応した各種施業の導入、除間伐等の森林施業の方法等を協議し、森林施業の具体的な共同化を促進しながら施業協定の締結を促進する。

また、不在村者については、その現状を掌握しパンフレット・通知等により間伐の啓発を実施し、森林組合への施業の委託を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効率的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の配置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については下表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架設系作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60 〈50〉 ~150
	架設系作業システム	16~26	0~24	20 〈15〉 ~50
急峻地 (35° ~)	架設系作業システム	5~15	0	5~15

注1) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの考え方は、下表のとおりとする。

区 分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐 採	木寄せ集材	枝払い・玉切り	運 搬
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地(15° ~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウィンチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架設系		100~300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地(30° ~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ウィンチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架設系		150~500	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダトラック
急峻地(35° ~)	架設系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網整備を図る観点等「林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)」、「林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第60号林野庁長官通知)」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針(平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知)」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

開設/ 拡張	種類	位置	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前年5ヶ年 の計画箇所	対図番号
拡張 (舗装)	管理	23林班	中山鹿線	970			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成し、適切な管理を行うものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路線の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等から、「森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)」を基本として、「熊本県森林作業道作設指針(平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知)」に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本村の林業経営状況を見ると、所有規模 5ha 未満の付随的経営が全体の71%、所有規模 5~20ha 未満の林業副次的経営が24%であり、財産所有的経営がほとんどである。

また、近年の産業構造の変化、農村社会の著しい変貌の中にあつて、林業労働力の需要は一段と厳しい状況に置かれつつある。これまでは、自家労働力あるいは農業従事者等の潜在的な労働力等が存在しこれによって林業生活活動及び森林の管理が維持されてきたものの、第1次産業就業者が著しく減少したことにより今度は新たな林業労働力の確保対策が必要となつてきている。このような状況の中で、森林組合を主とした作業班の通年就労の促進、若年労働者の育成確保を図ると共に、省力化及び生産向上のため、機械化と新技術の導入を積極的に推進する。

また、林業研究グループの育成指導、先進地調査、技術講習会等を通じて経営意欲の増進に努める。

なお、林家の安定的な経営を促進するため、タイプ別に対応を考え林間栽培や特用林産物等の導入についても十分検討する。

(2) 林業従事者及び林業後継者の育成方針

① 林業従事者の育成

素材生産活動を支える林業労働者については、確実に高齢化・不測化が進行しており、常に作業班員の平均年齢は56歳を超えている。このまま推移すれば適正な森林管理を損なうことや、林業生産活動の停滞が懸念されるため、林業従事者をいかにして確保するかが緊急の課題となっている。

しかしながら、その職域環境は若者にとって魅力に乏しい状況にあり今後とも逼迫した労働情勢が予測される。

このため、森林組合作業班育成の方策として、広域的就労化を促進し、通年雇用を図ると共に、社会保険等の加入促進等雇用条件の整備や労働災害防止の徹底による、林業のイメージ改善等により新規就労者の確保・定着化を図る。

また、林業技術・技能の向上のため、各種講習会・研修会を開催し、林業経営の改善合理化に努める。

② 林業後継者等の育成

県内外の木材市況の動向掌握に努め情報を提供するとともに木材消費の開拓について村としても検討することとし林業経営の魅力をかめるとする。

各種林業補助施策の導入について検討することにより林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図ると共に林業技術等の啓発・普及及び後継者

の育成に努めることとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

林業事業体の体質を強化するため作業班の育成や新規就農者の雇用を行う。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本村での林業機械の普及状況は、近年林内作業車、自動枝打ち機械等若干普及してきたものの依然としてチェーンソー・刈払機手持ち機による作業が大半を占めている。

作業労働力の減少と高齢化が進行する中で、現行の手持ち機械を中心とした作業体系から、広域的に地域に適応した機種、能力、組合等の作業システムの確立と林道、作業道の基盤整備も併せて推進し、「林業機械化センター」等の施設や機械の共同利用体制作り、機械所有事業体への施業委託の推進、レンタルリース制度等の整備を推進し、高性能林業機械を中心とした作業体系に改めその作業体系を確立することにより生産性の向上、林業労働の労働負担の軽減、作業環境の改善を図る。

さらに、特殊機械のオペレーターの育成に努める。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒 造材 集材	村内全域	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ スイングヤーダ タワーヤーダ
造林 保有等	地拵え 下刈	チェーンソー 刈払い機	チェーンソー 刈払い機
	枝打ち	人 力	リモコン自動枝打ち機

(3) 林業機械化の導入促進に係る方策

- ① 森林組合によるタワーヤーダー・プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため森林組合の林内作業車、集材機械等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターの育成をするために県の実施する研修会等への積極的参加

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

村内に建設予定の公共施設、一般住宅等の木材化を推進し木材需要拡大を図る観点から、地元材の有効利用を目指した製材品の普及啓発を図る。

また、特用林産物のうち、村が試験栽培を行っているわさびについて、村民へ生産の普及を行い農協や第三セクターと連携して販路の拡大に努め生産振興を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
山葵試験栽培施設	田尻	162 m ²	1			1	
椎茸生産施設	板木	688 m ²	2			2	
	田尻	459 m ²	3			3	
	乙宮	459 m ²	4			4	

4 その他必要な事項

地元住民や都市からの UJI ターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山林地域の定住を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画(平成30年度3月策定:第5期)、森林組合、猟友会、区長等の情報等を基に、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせて実施するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良を実施する。

なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当っては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

イ 捕獲

わな(くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)及び銃器による捕獲等を実施する。

なお、実施に当っては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	村内全域	4,176

2 その他必要な事項

1の(2)の実施について、現地調査、森林組合、森林所有者、猟友会、区長等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。

なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等による被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を産山村長が行うことがある。

(2) その他

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、国、県、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、森林組合、森林所有者、猟友会、区長等と連携を図り、状況に応じ定期的な巡視を行い、被害の拡大等を防ぐための対策を実施する。

また、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地拵え等のため火入れを実施する場合には、産山村火入れに関する条例及び産山村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項の各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「産山村火入れに関する条例（昭和59年12月25日条例第24号）」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
該当なし		

ただし、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合については、伐採を推進することにつき、産山村長が個別に判断するものとする。

(2) その他

森林所有者等による日常の森林の巡視等通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

下表に掲げる森林について、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の有する保健機能を高度に発揮させるよう、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備を一体として推進するものとする。

【別表4】 保健機能森林の所在

大字	林小班
田尻 産山	12 林班 6.10.11.12.15.16.17.18.23.24.25.26.27.28.36.37.38.39.40.41.46.47.48. 71.82.83.84.86.88.89.99.112.140.155.162.163.164.165.168.179.180
	14 林班 5.11.12.13.14.15.21.23.30.57.83.108.151.180
	15 林班 9.10.16.24.27.29.45.68.73.74.75.80.82.83.84.85.86.88.89.93.96.101. 103.104.107.108.111.113.117.118.120.121.123.
	16 林班 3.4.5.6.9.11.14.15.16.17.18.22.23.24.31.32.33.36.43.44.52.53.56.57. 58.62.73.74.75.76.78.84.85.86.88.92.93.94.95.96.102.107.109.
	17 林班 2.6
	19 林班 1.2.10

【別表5】 保健機能森林の面積 (単位：ha)

人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	合計
53	5.2	7.5	0.3		66

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当っては、次に掲げるについて適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班（林班数）	区域面積（ha）
南区域	1、2、26～34 林班（11）	1486.86ha
西区域	3～14 林班（12）	1786.11ha
東区域	15～25 林班（11）	1216.72ha

2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのU J I ターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など、位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山間地域の定住を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

企業との協働により広葉樹を植栽した森や、学びの森を、森林浴や森林体験活動のためのフィールドとして活用し、都市住民の受け入れ態勢を整備し、本村の活性化を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

村の観光施設に隣接する山林に広葉樹を植栽し、将来にわたって景勝地となるよう遊歩道等を併せて整備し、地域住民や都市住民の憩いや交流の場としての森林整備を図る。

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
花見山	田尻		田尻	0.8ha	1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

林業の啓発を呼びかけるため子供ボランティアや父兄等による積極的な活動を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

上下間の連帯を図るため村有林等を使用した植樹祭等を開催し上下間の連携を図る。

(3) その他

法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策として、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、産山村及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

① 森林施業の円滑な実行確保を図るため、検討の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努める。

② 村有林の整備

本村は、現在人工林を中心に森林を有しており、今までは間伐、保育等作業を中心に森林組合に委託してきた。今後は標準伐期に到達している山林から主伐と更新を行い、長期的に林齢構成の平準化を図る。